

## 1 総括評価

### 【平成15年度事業に対する評価】

#### 分野ごとの評価と課題

基本施策については、「2 基本施策に対する評価」において詳しく検証することとするが、概要は以下のとおりである。

- ・ 意識の普及と教育の推進については、取組が一定程度進められている。
- ・ 政策・方針決定過程への参画は一定程度進んでいる。
- ・ 雇用については、国との役割分担により、県の関わりが限られているが、働きやすい環境整備にあっては、まだまだなすべき課題が多い。
- ・ 農林水産業、商工業等の自営業に対する働きかけは、分野によって差が大きい。
- ・ 家庭・地域における男女共同参画については、社会全体で子育てや介護を支える環境整備が徐々に進んでいるが、特に若い世代に働きかけることや生活技能を修得できる機会を提供することが課題であろう。
- ・ 人権尊重・健康支援については、社会問題化しているDVに対する相談機能の強化と被害者支援の充実が求められている。

#### 総合的な評価と課題

全体として、共通する課題については以下のとおりである。

ア 全事業に対して、みえ政策評価システムにより自己評価が行われているが、男女共同参画の視点で事業を評価しているとは言えない。

イ 男女共同参画全般について、男性が参加しやすい環境づくりに向けた取組が不十分であり、いかに男性の参加を促していくかが課題である。

ウ 男女共同参画社会は、人権が尊重される社会でもある。いじめ、虐待、DV、セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力及び人権侵害が、男女共同参画社会の構築を妨げる要因となることから、同時に、人権教育を推進する必要がある。

エ 県男女共同参画審議会による評価・提言が、実施機関等に十分周知、活用されていない。

オ 目標値（みえ政策評価システムでは数値目標）に関しては、設定項目および設定値を見直した箇所もあるが、一部不適切なものがある。

## 【第一次実施計画の進捗に対する評価】(計画期間：平成14年度～16年度)

## 目標値の達成状況

第一次実施計画の目標値40項目のうち、20項目が達成見込みである。基本施策の中で、マネージャー以上の女性職員数、職業能力開発機会への女性参加率、介護保険制度利用率、健康とを感じる人の割合は、第一次実施計画策定時より後退しているが、その他の項目の数値については、全て向上している。

男女共同参画に関する講座の受講者数、事業者向け研修会等への参加事業所数、リーディング委員会活動参加者数など、研修会、学習機会の提供、自主的活動の促進にかかる取組については、いずれも目標値を達成しており、一定程度評価できる。

反面、審議会等女性委員登用促進策取組市町村数、女性農業委員数、男女共同参画基本計画策定市町村数などについては、市町村によって取組に差があり、伸び悩んでいる。

## 中期的な評価と課題

全体として、施策は一定程度前進しているものの、その進捗度合は遅いと言える。講じた施策が、十分な成果となって現れてきていない。

男女共同参画意識普及度(総合企画局「県民意識基礎調査」)は54.0%(H13年度)から60.0%(H15年度)と向上しているが、県民の実感としては、数字が示すほど意識が変わってきているとは感じられないであろう。

カ 総合計画「県民しあわせプラン」が策定され、63施策の一つとして「男女共同参画社会の実現」が位置づけされたが、一施策としての取組ではなく、全ての施策が男女共同参画の視点で進められなければならない。

キ 男女共同参画にかかる施策は、縦割り行政ではなく、総合行政による取組が強く求められる分野であるが、総合行政が十分に機能しているとは言い難い。

また、市町村により取組に差がある中で、市町村合併の進展により地域社会が大きく変わろうとしており、市町村との連携が一層求められる。

ク 男女共同参画意識の普及や人権尊重等について、マスメディアに対して理解と協力を求めたり、県民のメディア・リテラシーを高める学習への支援等、マスメディアへの対応が十分とは言えない。

ケ 国際的な動きへの対応とその活動支援の取組が十分とは言えない。

コ 男女共同参画施策の推進のため、NPO等の活動への支援や、連携・協働を進めていく必要がある。

サ 男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題の一つであると言われているが、県行政において、重点的に人員及び財源が投入される必要がある。

#### 【第二次実施計画策定への提言】

三重県では、2004年(平成16年)度から新しい三重の方向を示す計画として、「県民しあわせプラン」がスタートした。その「県民しあわせプラン」戦略計画にあわせ、県男女共同参画基本計画第二次実施計画(計画期間：2005年(平成17年)度~2006年(平成18年)度)を本年度策定するにあたり、以下の点を反映されたい。

#### ア・カ 男女共同参画の位置づけと理念の浸透

現在、三重県が進めている男女共同参画の理念である「誰もが参画できる社会をつくり、さらには誰もが参画して社会をつくっていく」ことを重視し、男女共同参画の推進は新しい社会づくりの基礎となるものであるとの理念の浸透にさらに努められたい。

その意味から、みえ行政経営体系等における、計画・実施・評価の各段階で、男女共同参画の視点により全施策を推進するしくみの導入を検討されたい。(新)

#### イ 男性参加の取組推進

男性の理解・協力を得るため、男性の参加者の増加に向けた取組を積極的に推進されたい。(新)

#### ウ 男女共同参画推進のための人権教育

いじめ、虐待、DV、セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力及び人権侵害は男女共同参画社会の実現を妨げる、という意味からも、さまざまな側面・機会から人権教育を推進されたい。(新)

エ 審議会による評価・提言の活用

県男女共同参画審議会による評価・提言を実施機関等に周知し、現場の意見を反映しつつ、評価・提言の活用を検討されたい。 (新)

オ 目標

第二次実施計画の目標値に関して、目的妥当性、実態把握・調査方法も考慮に入れながら、なるべくわかりやすくかつ適切な目標値の設定をされたい。 (新)

キ より一層の総合行政の推進と市町村との連携強化

男女共同参画分野における推進体制を強化するなど、より一層の総合行政を進められたい。

また、県民に身近な市町村との連携を強化し、市町村における取組の差の解消について支援しつつ、本施策の推進を図られたい。

ク マスメディアへの対応

インターネット等の新しいマスメディアへの対応を含め、男女共同参画意識の普及や人権尊重等について、マスメディアに対して理解と協力を求めつつ、県民のメディア・リテラシーを高める学習の支援等、積極的に取り組まされたい。 (新)

ケ 国際的な動きへの対応

男女共同参画に関する国際的な取組等に関する情報収集及び情報提供に積極的に取り組まされたい。 (新)

コ NPO等との協働

NPO等との協働により、男女共同参画施策をより一層推進するとともに、NPO等の育成を支援されたい。 (新)

サ 男女共同参画行政への適切な人員配置と財源の配分

21世紀の最重要課題の一つであると言われている男女共同参画の推進に関する政策・施策について、ふさわしい人員配置、財源の配分をされたい。

## 2 基本施策に対する評価

### 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

#### 進捗に関する評価

意識の普及については、機会及び内容の充実などを行っており、一定程度評価できる。

- ・ 要請があった自治会、商工会、市町村等へ、出前トークなどを年間 75 回実施するとともに、男女共同参画センターにおいて、同センターをより広く、多くの県民の方々に知ってもらうために、施設見学と講演を内容としたウエルカムセミナーを年間 23 回開催した。
- ・ 市町村や企業、団体における主体的な取組を支援するため、独自の学習教材を作成した。

私たちの社会における男女を取り巻く現状を数字やキーワードで説明した「キーワード・数字で見る男女共同参画」

企業に求められる視点を再確認するプログラム「企業と従業員の新しい関係づくりのために～職場における男女共同参画プログラム」

学校等での教育については、リーフレットを作成し、まず教職員への男女共同参画の理念の浸透に取り組み始めた。また、前年度の提言を受け、目標値を見直した。

#### 取組の結果生じた課題

- a 普及啓発を働きかける対象者についての分析ができていない。
- b 研修内容、研修手法等について、対象者にあわせた工夫をするなど、かなりの努力が認められるが、県民への広報等については、なお十分とは言えない。
- c 意識の普及にはかなりの進展が認められるが、熱心な市町村がある一方、男女共同参画推進員が未設置の市町村があったり、設置されていても男女共同参画推進員を対象とする研修への参加が不十分であるなど、市町村によって相当な偏りがある。
- d 教職員については、男女共同参画の理念の普及に関して、相当の努力が認められる。男女共同参画、人権、男女平等等のキー概念の理解についても、なお混同があるものの、一定の浸透があるものとみられる。

ただ普及度が高まる一方で、用語の定義の仕方、現実の事象への適用の仕方など、教育現場でのとまどいも見られる。男女共同参画についての理念だけでなく、さまざまな誤解に対する対応についてもきめ細かな研修の工夫が必要であろう。

## 2 基本施策に対する評価

### 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

時代変化を受けての新たな課題

- e 男女共同参画に対する疑念や反対表明が目立ってきている。その多くは、男女共同参画の理念や推進姿勢への誤解、あるいは、用語の曖昧な使用に起因する誤解等によるものと思われるので、推進する側の十分な能力の開発と誤解を防ぐ方策の充実に努める必要がある。
- f 県民の男女共同参画意識の形成に大きな影響力を持つマスメディアの一つ、インターネットによる差別や人権侵害等が社会問題化している。

今後の施策についての提言

- a・b・c 男女共同参画意識の普及に向け、戦略的取組方針を策定する。
- b・c 教材開発等により、さまざまな場面で男女共同参画意識の普及に取り組みやすくするとともに、県民への広報等の充実に力を入れていく。 (新)
- b 特に、近年苦情の多い相談場面における二次被害（相談したことにより、さらに被害者が傷つくこと）の防止に向け、各種相談員の研修を充実する。ただし、この部分は人権侵害と重なることが多いので、人権擁護関係との密接な連携を図るものとする。
- c 市町村における男女共同参画推進と常にタイアップすることを考える。推進が十分でない市町村には、その主体性を侵さない範囲でできるだけ積極的な支援をしていく。 (新)
- d 教育分野での男女共同参画の推進に向け、男女共同参画と、男女平等・人権等との対比を行いながら、男女共同参画について理解を深めていく。さらに、学校等においては、保護者や地域と話し合う機会を設け、学校等が核となり、地域に男女共同参画の理念を広げていく。  
話し合いや研修等の内容については、用語の適用の仕方に関するものや、誤解をなくすようなものを特に充実していく。  
また、教員等を対象に、男女共同参画に関する学習方針等について情報提供を行う機会を計画的に設定し、理念及び用語の理解の普及に努める。 (新)
- e 男女共同参画の推進にあたっては、さまざまな誤解や曲解に対して、常に答えられるようにしておく。
- f いわゆるインターネット社会では、利用者の誰もが加害者になり、被害者にもなりうることから、利用者一人ひとりに男女共同参画や人権の尊重の視点に立った表現についての理解、協力について、表現の自由に配慮しながら働きかけていく。  
また、メディア・リテラシーに関する学習機会を提供していく。 (新)

## 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

## 進捗に関する評価

女性の登用については進展がみられ、一定程度評価できる。

- ・ 審議会等委員への女性の登用については、平成 15 年度調査で市町村の登用率は拡大している。県においては、16 年度に初めて登用率が 30%を超える見込みであるが、目標値である 32%(16 年度)は達成されていない。
- ・ 男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱を制定し、2004 年 4 月 1 日から施行した。この要綱では、各審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざすものとし、2015 年までにこうした審議会の数が全審議会等数の 64%を超えることを目標としている。(2003 年度は 32%である。)
- ・ 農業委員については、多くの市町村で改選期をとらえ、理解を求める取組を進めたことにより、69 人(2002 年度)から 80 人(2003 年度)へと増加しているが、目標値 165 人(2004 年度)の達成は困難である。

## 取組の結果生じた課題

- a 審議会等委員への女性の登用率は、伸び悩んでいる。
- b 充て職が、審議会等委員への女性の登用拡大を妨げる要因となっている。
- c 審議会等委員に関しては、男女共同参画を学習する機会が少ない。
- d 農業委員等の女性の委員は増加しているが、積極的に発言するためには複数就任が望ましい。
- e 県における女性職員の管理職への登用については、平成 16 年度に初めて部長級(事務職)の登用があったが、全体としては登用人数以上に対象者の退職があり、伸び悩んでおり、目標値達成は困難である。
  - ・ マネージャー以上の女性職員 H15.4.1 33 人、4.9%
  - ・ 室長(マネージャー)以上の女性職員 H16.4.1 31 人、4.7%
  - ・ " 目標値 H17.4.1 50 人(目標値は人数のみ)

## 時代変化を受けての新たな課題

- f 市町村合併による議員定数の減が見込まれることから、地方議会の女性議員や女性農業委員等が減少する懸念がある。

## 2 基本施策に対する評価

### 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

今後の施策についての提言

- a・d 個々の審議会等の登用状況についての評価、停滞原因の解明などを行い、それぞれに対策を講じる。特に、女性委員が参画していない審議会等にあっては戦略的に関わる。
- b 充て職については基準見直しを行うとともに、国等の基準については改善に向けた働きかけを行う。トップが常に男性である団体等に対しては、団体自体の意識を変えていく働きかけをする。
- c 審議会等委員に男女共同参画について理解を深めていただく機会を提供していく。
- e 県における女性職員の管理職への登用に向け、登用年齢に至るまでの段階でさまざまな職務を経験させるなどの能力開発を行い、人材育成に努めるとともに、女性職員が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境を整えていく。また、数値目標設定にあたっては、中長期的な登用計画を立てる。 (新)
- f 市町村合併により女性農業委員等が減少しないよう、市町村に働きかけていく。 (新)



## - 雇用等の分野における男女共同参画の推進

## 進捗に関する評価

事業者向け研修会等への参加事業所数が目標値 200(2004 年度)を大きく上回る 301(2003 年度)となっている。

雇用分野における女性の登用については、一定程度進展しつつある。

- ・ 女性管理職(役職社員)を置いている民間企業の割合は、目標値 43.0%(2004 年度)を上回る 49.3%(2003 年度)となっている。

しかし、女性を管理職(役職社員)に登用している企業の割合を目標値にしながら、この調査では、家族経営的な企業も調査対象となっていたり、係長級以上の女性社員が 1 名以上在職している企業を計数しているなど、実態を反映しているとは言い難い。

- ・ 昨年の提言を受け、役員を除く女性管理職の割合の項目を追加した。結果、3.3%(2003 年度)という実態が明らかになり、役員を含んだ割合(7.2%)と比べると差が見られた。
- ・ 「男女がいいききと働いている事業所」表彰については、公募制を新たに導入するなど、多様な啓発手法を活用している。

## 取組の結果生じた課題

- a 企業等において、県の施策の方向性、目標値の設定などについての認識が低い。県から企業等への伝達方法、啓発方法のさらなる検討が必要である。
- b 企業等において、男女が均等な待遇には未だなっていない。
  - 1) 職務・職域拡大の取組が最も重要である。
  - 2) 常用労働者の所定内給与額(H15 賃金構造基本統計調査：三重県)は、女性が男性の 64.0%であり、依然として男女の賃金格差が縮小していない。
  - 3) 働き方、職種などを主体的に選択できるようなキャリアデザインの視点での支援も必要である。
- c ライフステージ・ライフスタイルにあった多様な働き方について
  - ・ 育児休業の取得率については、男女差が大きい。
  - ・ 夫婦間での家事分担について、「ほとんど妻がしている」と答えた人の割合は、60.0%と高く(H15 県民意識と生活基礎調査：三重県)依然妻に偏っている。
  - ・ ファミリー・サポート・センターの設置及び介護支援を促進する必要がある。
- d 各種セミナー参加者が固定化していないか。広報の方法、開催場所の検討を要する。
- e 育児・介護休業期間中の貸付制度について、実態把握をし、改善する必要がある。

## 2 基本施策に対する評価

### - 雇用等の分野における男女共同参画の推進

時代の変化を受けての新たな課題

- f 次世代育成支援対策推進法の視点からも企業の積極的な取組が求められている。
- g さらに、働き方についての価値観が多様化しているため、現行の就業形態や雇用システムなどの変化が求められている。
- h 企業が伸びていくためには、今後、男女を問わず働ける環境や人材を活かすことを考える必要がある。

今後の施策についての提言

- a 国、民間団体等との連携により、県の地域機関も含め、さらなる情報提供の拡充を図る。
- b - 1)・2) 募集、採用、配置、昇進、賃金についての男女間格差の解消に向け、男女雇用機会均等法の普及について、実効性が上がるよう一層の推進を図る。
- b - 3) 今後の働き方、職業人としてめざす方向などについて考える機会の提供等の支援について検討する。
- c 多様な就業支援について、企業等への情報提供を進めるとともに、パートタイム労働者等の適正な処遇に向け、啓発の一層の推進を図るとともに、ファミリー・サポート・センターの設置及び介護支援を促進する。  
また、県条例により定められている「家庭の日」を活用し、家庭生活の重要性について、一層の啓発を行う。 (新)
- d 各種セミナーの広報、開催場所等を検証し、県民局単位での地域開催など参加者が広がる方策を検討する。 (新)
- e・f 育児・介護休業期間中の支援制度の充実を図るとともに、男性も育児・介護休業をとりやすい取組を推進する。 (新)
- g 特に、多様な考え方を持つと想定される若年層の労働に対する価値観・意識を把握し、若者への就業支援や柔軟な就業形態等の導入について検討する。 (新)
- h 企業等における男女共同参画の取組を促進するため、女性、ひとり親家庭、などにとって働きやすい職場づくりを進めている企業等を県として奨励する制度について公正性、経済性に配慮しながら検討する。

その他

目標項目、目標値は、正確性をより高めるため、調査対象の選択、回答数の拡大等、実態把握方法についてさらに検討されたい。

## 2 基本施策に対する評価

### - 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

#### - 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

##### 進捗に関する評価

農業分野においては、挑戦的な目標を設定しているが、達成は極めて厳しい状況である。

- ・ 女性農業委員数は、目標値 165 人(2004 年度)に対して 80 人(2003 年度)である。
- ・ 家族経営協定締結推進モデル農家数は、目標値 325(2004 年度)に対して 120(2003 年度)である。
- ・ 農村・漁村アドバイザー数は、目標値 180 人(2004 年度)に対して 161 人(2003 年度)であるが、うち漁村アドバイザーは、9 人である。

##### 取組の結果生じた課題

- a 農業分野では、家族経営協定締結農家等においての増加率が鈍化している。
  - 1) 農村・漁村アドバイザーの活躍する場が十分に活用されていない。
  - 2) 情報提供を受ける場への参加者に依然として男女差が大きい。
- b 商工業等の自営業の分野では、今なお県行政の組織との関わりが明確になっていない。自営業者の仕事や家庭・地域生活の実態が、十分には明らかになっていない。
- c 漁業分野は、農業分野に比べると推進体制が弱く、漁村アドバイザーの認定が遅れている。

##### 時代変化を受けての新たな課題

- d 市町村合併を契機とした地域社会の変化にともない、農山漁村、商工業地域での取組が進むことが期待されるが、逆に農業委員は市町村合併と同時に定数の見直しが行われ、女性農業委員が減少する懸念がある。

##### 今後の施策についての提言

- a - 1) 市町村の担当部署と十分連携をとり、農村・漁村アドバイザーの活動の場への参加促進を図る。 (新)
- a - 2) 農林水産関係の説明会や研修会については、男女がともに参加できるよう、テーマの設定や開催時間等について一層配慮して実施する。
- b 商工業等分野において男女共同参画を進める取組について、事業の方向及び県行政の組織との関わりを明確化し、実効性のある取組を進める。商工業等の自営業における仕事・家庭生活・地域活動等に関し、実態把握をし、効果のある取組を行う。(新)
- c 漁村アドバイザーの認定を進め、漁業分野における実効性のある取組を進める。(新)
- d 市町村合併は、農山漁村において旧来の慣習・慣行を見直す絶好の機会であることから、市町村と協力しながら効果的な取組方策を検討するとともに、女性農業委員の登用が図られるよう働きかける。(新)

## 2 基本施策に対する評価

### 家庭・地域における男女共同参画の推進

#### 家庭・地域における男女共同参画の推進

##### 進捗に関する評価

多様なニーズに応じて子育てや介護に関する支援サービスが整備されつつあることは一定程度評価できる。

子どもを虐待から守る条例が平成16年4月に施行された。都道府県では初の試みであり、条例による具体的な指針策定に向けた取組が、評価できる。

##### 取組の結果生じた課題

- a 多様なニーズに対応するサービス提供の充実が求められる。
- b 今なお子育て・介護における女性の負担感は軽減されていない。
  - ・ 平日の日中、幼児の世話は主に「母親がしている」と答えた人の割合は、63.4%で、「父親がしている」と答えた人は1.2%、高齢者の介護者の割合は、妻が22.3%、息子の妻が16.8%、施設が14.3%、娘が12.1%、夫が7.6%の順となっている。(H15 県民意識と生活基礎調査：三重県)
- c 父母の子育て・家庭生活での不適応を未然に防ぐため、結婚前から社会的に支援するしくみが求められる。
- d 出産後の母親を精神的に支えるしくみが少ない。
- e 介護についての相談・苦情・支援窓口の周知が徹底されていない。

##### 時代変化を受けての新たな課題

- f 家庭・地域の空洞化（人間関係・地域連帯意識の希薄化）がますます進んでいる。
- g 家族の孤立化などの中で、子育て・介護に対する不安や虐待などが表面化してきている。
  - ・ 核家族世帯が59.4%を占めている。(H12 国勢調査：三重県)
  - ・ 30歳代の男性で、週平均就業時間が60時間超の人が20%を超えている。(H15 労働力調査：全国)
  - ・ 児童虐待は犯罪の低年齢化を招く一要因となっているという指摘がされている。

三重県も同様の状況であると想定できるものは、一部全国データを記載しています。

## 今後の施策についての提言

- a ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の設置などの取組を一層進める。
- b 男女ともに働き方の見直しを行い、協力して子育て・介護にあたる。また、子育て・介護は社会全体でみていくという意識の浸透を図っていく。そのため、本人・家族・地域全体の意識改革に向けた取組を行う。次世代育成支援対策推進法による行動計画等により、社会全体で男女がともに子育て・介護技能を向上できるよう支援を行う。
- c 将来の家庭生活に視点を置き、子育て・介護をはじめとする生活技能に関し、若い世代に対し、学校等で学習機会を提供していく。
- d 4か月、1歳半、3歳児健診時等において、重点的な情報提供と父母に対する精神的支援を行うことを検討する。また、産後の母親の精神衛生について、産科と地域保健の連携方法を検討する。
- e 高齢者介護について、地域支援のシステムづくり（例えば、地域介護支援センターの設置等）をしていき、相談・苦情・支援の窓口を広げていく。 **（新）**
- f・g 男女共同参画のまちづくり等を通して、人間関係の強化、人がつながっている地域形成を行い、地域の子育て機能、高齢者及び介護者の支援機能の強化を図る。子どもを虐待から守る条例の趣旨の普及、周知を重点的に行っていく。 **（新）**
- g 孤立感を抱いている父母に対し、支援サービスに関するニーズの把握を行い、交流の機会の提供などにより、子育て支援や介護に関する支援を行う。高齢者虐待については、専門窓口の設置を検討する。 **（新）**

## 2 基本施策に対する評価

### 人権の尊重と心身の健康支援

#### 人権の尊重と心身の健康支援

##### 進捗に関する評価

###### (男女共同参画を阻害する暴力等への取組)

相談機会、意識普及機会の増加が図られていることは、一定程度評価できる。

- ・ 女性相談所等における相談件数は、平成 14 年度 722 件、平成 15 年度 981 件と増加している。このことは、DV が犯罪であるという意識の普及や適切な対応などによる成果であると考えられる。
- ・ 女性相談所及び各県民局に婦人相談員が 10 名配置され、身近で気軽に相談できる体制が整備されつつある。
- ・ 全生活創造圏（県民局保健福祉部単位）に DV 防止に関する連携組織が設置されつつある。
- ・ 講演会を開催し、加害者更生プログラムの紹介・普及を行ったことは評価できる。民間シェルター設置検討への動きが出始めている。

###### (生涯を通じた男女の健康と生活の支援)

健康づくりについて進展がみられ、一定の評価ができる。

- ・ ヘルシーピープルみえ・21 により 93 の数値目標を設定し、進捗管理を行いながら、県民の健康づくり支援を進めている。
- ・ 三重県の特徴として、治療だけでなく不妊に悩む人を心理的にサポートする機能を重視することとして、不妊専門相談センターが平成 15 年 10 月に開設した。15 年度半年間（10 月～3 月週 1 回）で 124 件の電話相談があった。

##### 取組の結果生じた課題

###### (男女共同参画を阻害する暴力等への取組)

- a 相談機会が一定程度確保されたが、未だ十分とは言えない。
  - ・ DV を受けた経験について、「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」「医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた」と答えた人が合わせて 9.9%ある（H15 意識と生活実態調査：三重県）ことなどを勘案すると、まだまだ被害者が潜在していることが窺える。
  - ・ 配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)の相談機関としての認知度(22.9%)は、警察(68.2%)と比べてまだまだ低い。(H15 意識と生活実態調査：三重県)

b 相談機能が質の面で充実されたとは言い難い。

1) DV 被害者への理解や DV 発生につながる要因に関する情報提供が不十分である。

2) DV 被害者の自立に向けた支援が十分ではない。

3) DV 加害者に対する働きかけが行われていない。

c 各種相談が縦割りで行われており、横の連携が不十分である。

(生涯を通じた男女の健康と生活の支援)

d 性別に基づく生涯を通じた健康支援体制とはなっていない。

e 不妊相談の需要を見極めた上で、相談員の配置等の充実を図るとともに、不妊専門相談センター等相談窓口の周知が必要である。

f 不妊治療は、時間的にも経済的にも身体的にも精神的にも負担が大きく、また、治療を受けることができる施設が地域により偏りがある。

g 不妊専門相談で、電話相談での未解決事案のサポートの問題が残る。

時代変化を受けての新たな課題

(男女共同参画を阻害する暴力等への取組)

h DV と児童虐待の関係が明らかになりつつある。

・ 例えば、内閣府が平成 14 年に実施した配偶者等からの暴力に関する調査によると、加害経験がある人は加害経験がない人よりも子どもの頃に「親から身体に関する暴行を受けた」ことがあると答えた人が多いという結果となっている。

i 改正 DV 法により、暴力の定義が心身に有害な影響を及ぼす言動にまで拡大されたので、暴力に対する意識の改革を広く啓発していく必要がある。

j 改正 DV 法により、県は基本計画の策定が義務付けされた。

k セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画を阻害するだけでなく、女性に対する最も強い人権侵害であり排除されなければならない。

・ 女性の人権が尊重されていないと感じることについて、「セクシュアル・ハラスメント」と答えた人が 51.9% と一番多い。(H15 意識と生活実態調査：三重県)

三重県も同様の状況であると想定できるものは、一部全国データを記載しています。

## 2 基本施策に対する評価

### 人権の尊重と心身の健康支援

(生涯を通じた男女の健康と生活の支援)

- 1 男女の固定的役割分担意識とそれに基づく社会的慣行は、男性の生活にも歪みを生み出している。
  - 1) 自殺者数が全国 34,427 人(対前年比 7.1%増)と過去最多である。特に 30 才代が 17.1%増、40 才代が 12.6%増と急増しており、自殺者数全体の 70%以上が 40 才代以上の男性である。また、ここ数年は経済生活問題を理由とするものが増加している。(H15 警察庁資料:全国)
  - 2) 引きこもりに占める男性の割合は 76.4%(H14 厚生労働省調査:全国)である。
- m 離婚率が増加し、父子家庭が増えているが、支援が十分でない。
  - ・平成 2 年の離婚率は 1.08(人口千対)に対して平成 14 年は 2.23 とほぼ 2 倍に増えている。(人口動態統計:三重県)
  - ・ひとり親世帯に占める父子家庭の割合は、13.5%と全国平均(12.2%)より少し高い。(H12 国勢調査:三重県)

今後の施策についての提言

(男女共同参画を阻害する暴力等への取組)

- a 潜在している DV 被害者の実態把握を行う。アプローチ方法や実施したサービスに対する満足度についての調査を検討する。また、相談体制や窓口の周知方法などについて検討する。常にニーズ把握と事業のフォローが必要である。
- b - 1) DV 被害者を支えるしくみづくりにつながる意識の普及に努める。
- b - 2) 相談員の資質向上、専門機関の役割分担の明確化、連携の強化等により質の高いサービス提供に努める。また、民間シェルターの設置等に対する支援について検討する。
- b - 3) DV 加害者の理解や暴力の原因等の解明と並行して、NPOとの協働も視野に入れながら加害者のための学習プログラム(DV が犯罪であるという意識や、心身に有害な影響を及ぼす言動も DV であるという認識、暴力によらないコミュニケーション等)の導入について検討する。
- c 相談機関の連携強化を図りながら、最適専門機関への適切な紹介等が可能となるよう、各種相談機関の窓口機能を強化するとともに、時代のニーズに応じた対応ができるよう保護施設の充実を図る。また、医療機関との横の関係を構築していき、県にモデルとなる連携組織の構築を検討する。 (新)

三重県も同様の状況であると想定できるものは、一部全国データを記載しています。



h 現在、別々に行っている DV・児童虐待への関わりについて、総合的に実施することを検討する。

i・j 改正 DV 法の趣旨を周知徹底しながら、基本計画策定については、被害者の経済的支援を含めた自立支援の充実と、身近な市町村で被害者支援が受けられるサービス等を検討する。 (新)

k セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画を阻害するだけでなく、重大な人権侵害であり、雇用の場だけでなく、社会のあらゆる場面においても排除、防止されなければならない。間口を広げ、地域等、雇用の場以外での相談及び支援体制を充実する。 (新)

(生涯を通じた男女の健康と生活の支援)

d 生涯を通じた健康管理に向け、他県等で実施されている取組を参考にしながら、トータルな健康管理システムの構築を検討する。

e・f 平成 15 年度から実施している不妊専門相談についてニーズ等の分析を行い、必要な部分を充実させるとともに広報の充実を図る。

g 不妊専門相談の未解決事案については、医療機関等との連携組織を設置するなど、連携を密にして支援していくとともに、問題点の解決に向け、研究や調査を行う。 (新)

l - 1 )・2 ) 自殺や引きこもりについて、三重県における状況や原因の把握を行い、三重県の地域特性に応じた対策を検討する。 (新)

m 三重県における父子家庭の実態及び公的な提供サービスについて把握を行い、相談機能も含めて支援を充実させる。 (新)

## 2 基本施策に対する評価 計画の推進

### 計画の推進

#### 進捗状況に関する評価

外部的視点での審議会による評価・提言により、施策が一定程度進んだことは評価できる。

県が全職員対象に職員研修を実施していることは評価できる。

#### 取組の結果新たに生じた課題

- a 県では全職員に対する研修を行っているが、すべての県事業が男女共同参画の視点で実施されているとは言い難い。
- b 市町村によって取組に温度差が大きい。
- c 男女共同参画を推進する条例の制定の気運が各市町村に高まってきているのは喜ばしいことである。地方分権の趣旨からしても、その制定は市町村の主体性において行われるべきであることは当然であるけれども、県条例と矛盾したり対立するようなことは望ましくない。この点に関して県と市町村相互の意思の疎通は十分ではない。

#### 時代変化を受けての新たな課題

- d 現在検討されている三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画の策定にあわせ、目標値等の再検討が必要である。
- e 市町村合併により地域社会が大きく変わろうとしている。
  - 1) 市町村が男女共同参画を推進していく中で、三重県男女共同参画センターに求められる役割が県民への直接的支援から間接的支援へと変化すると考えられる。
  - 2) 合併が市町村の積極的取組の契機となる可能性が高い。

#### 今後の施策についての提言

- a 県職員の意識調査等により、全ての県事業が男女共同参画の視点で実施されているか等を調査し、その結果を踏まえ、県職員それぞれの意識として男女共同参画の視点を持つよう、研修等により意識改革を促す。 (新)
- b 各界のトップ層へ男女共同参画意識の浸透を図る効果的な手法について検討する。
- d 審議会による評価を生かし、本年度策定する三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画の適切な目標値等を設定する。
- b・e - 1) 三重県男女共同参画センターは、専門性を強化し、各種調査研究、教材開発、ノウハウの移転などにより、市町村の取組を支援する。
- b・c・e - 2) 男女共同参画のまちづくり等を通じて地域力の強化を図り、市町村等に対しては、条例制定・計画策定・意識普及に向けた効果的な事業展開などについて情報提供を行い、その主体性を侵さない範囲で積極的に支援する。